

(規制と自主管理のベストミックス等)

化学物質管理には規制と自主管理の2つのアプローチがあるが、自主管理は、既に社内規則や業界ルールといった形で企業のコンプライアンスの中に取り組みられているという見方や、関係者によるチェック&レビューが行われている場合もあること等からも、両者は対立するものではなく、相互に補完するものである。

今後、リスクベースの管理を推進していくに際しては、事業者の創意工夫が発揮しやすい自主的な対応を基本としつつも、規制による対応とのベストミックスを追求することが重要である。

また、化学物質の適正な管理を我が国全体で進めていくという観点からは、事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政といった関係主体が広く参加しうる「場」作りを進めながら、併せて、各々の取り組みに対する一層の透明性を確保していくことが求められる¹²。

(国際的な制度調和の推進)

2003年の国連経済社会理事会において、化学品のハザード情報の分類、表示方法について国際的に調和されたシステムをつくることを目的とするGHSの実施が決議採択されており、世界的に統一されたルールに基づき、その情報を化学物質等安全データシート(MSDS)の提供や一目で分かるような製品へのラベルの表示で伝達することとなっている。

GHSの導入は、化学物質管理のグローバル化を促す大きな変化に繋がるとも見込まれており、また、欧州新化学品規制案(REACH)に見られるような新しい化学物質管理システム導入の動きがある等、ルールや制度が国境を越えて作用していく時代に入りつつあることを我々は認識すべきであり、我が国としても、国際的な制度調和を意識しつつ長期的な見通しをもった対応を早急に検討すべき時期にある。

特に、今後、国際的なスタンダード化が見込まれるGHSについては、各国での導入状況に留意しつつ、将来的な分類結果の調和を基本として、国内外の制度的見直しやこれを実現するための基盤整備を含めた取り組みを検討することが必要である。

また、我が国の企業の経済活動がより一層国際的なサプライチェーンの中で展開されていく状況の下、これらが国際的に与える環境上の影響等にも鑑み、国際機関や各国・地域との制度調和に向け戦略的に対応していくべきである。特に、化学物質管理体系の整備を進めているアジア地域に対して、我が国の経験を活かしたキャパシティブUILDINGへの更なる貢献に取り組んでいくことが必要である。

¹² 企業における自主的な対応に関しては、一定の情報公開を義務付けることや既存の外部監査制度とも連動させるべきとの指摘もなされている。

2. 安全性情報の収集・把握について

(1) 主要な論点

更なる安全・安心の追求の観点から、市場に上市される(又はされた)化学物質に対して、科学的なリスク評価を行うため、社会的に妥当かつ公正なコスト負担の下、化学物質に係るどのような安全性情報(ハザード情報、暴露関連情報)について、どのようにして収集・把握すべきか。

論点1: 安全性情報の取得範囲についてどう考えるか

化学物質のリスク評価に必要な安全性情報はどのようなものか。また、上市量や用途・性状の違いに応じて取得する安全性情報はどのようなものか。

論点2: 合理的な情報取得を如何にして追求するか

上記の安全性情報の取得を促進するに当たり、動物愛護の観点等からも試験の重複を避けつつ、国際的又は国内において効率的に情報を活用する方策はどうあるべきか。また、ハザード情報の蓄積を効果的・効率的に進めるために、QSAR等の代替方法はどうか活用すべきか。

論点3: 情報取得を、規制又は自主的取組のどのような組合せで促進すべきか

リスク評価・管理を最適な社会的コスト負担でかつ高い信頼性を確保しつつ進めていくためには、情報の取得に係るコスト負担はどうあるべきで、それを実現するために行政側が用意すべき枠組みは何か。

(2) 現状認識及び今後の方向性 (審議資料関連部分 : p. 2-1~2-37)

(安全性情報の収集・把握の強化)

先進国では、新規化学物質や生産量の多い既存化学物質の安全性を評価する仕組みを有しており、これらの仕組みにおいて必要とされる安全性情報のデータセットを定めている場合が多い。OECDにおいては、安全性情報のうちハザード情報に関するデータ項目の国際整合性を促進する観点から、試験評価手法のガイドライン化を進めるとともに、「上市前最小安全性評価データセット (MPD)」や年間生産量千トン超の化学物質を対象とする「高生産量化学物質初期評価データセット (SIDS)」等のハザード情報のデータセットの共通化に取り組んでいる。

安全性情報(ハザード情報、暴露関連情報)は、化学物質管理の全ての基本となるものであり、我が国としても、ハザード情報と暴露関連情報を区別した上で、これらの情報の収集¹³・把握が効率的に可能となる枠組みを構築し、これらを質的にも量的にも拡大していくことが必要である。

また、安全性情報の項目については、既に国際的にスタンダードとなっている上記のSIDS項目等を前提にして、収集・把握後の具体的な化学物質管理での活用目的を含め、明確にしておくことが求められる。

¹³ 収集の概念の中には、必要に応じて試験を行い、ハザード情報を取得する場合も含まれる。

(合理的な安全性情報取得の追求等)

化学物質の安全性情報に関しては、新規や既存を含めた化学物質数の膨大さという理由に加え、ハザード情報に関する項目の多さとこれに係るコストの問題故に¹⁴、国際的にもこれらの情報が十二分に把握されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を改善するべく、OECDにおいては、産業界と連携したボランタリーな取組みとして、HPVプログラムといった高生産量既存化学物質に関わるハザード情報収集が進められ、米国でも同様にボランタリーな手法によるUS・HPVチャレンジプログラムが取り組まれている一方で、REACHのように、規制の枠組みの中で情報収集を行う仕組みも検討されている。

また、我が国では、従来から国が行ってきた既存化学物質の安全性点検に加え、産業界と国が連携して安全性情報を収集し広く国民に発信するための取組として、「Japanチャレンジプログラム」¹⁵を進めている状況にある。

今後、安全性情報のうちハザード情報の収集・把握を拡充するに当たっては、その取得にはコストがかかる点を共通理解とし、当該情報の活用目的を明確にするともに、化学物質の全国当たり又は事業者当たりの上市量といった量の概念についても検討を進め、当該上市量に応じた段階的な情報収集・把握を求めるといった合理的な考え方を更に導入することも検討すべきである。

また、スクリーニングに活用するデータについては、細胞を用いた簡易有害性評価手法や(Q)SAR¹⁶といった動物試験を代替する方法の精度を見極めながら、その活用を検討する等、ハザード情報の効率的な取得に向けた対応を本格化していくことも必要となろう。

なお、「Japanチャレンジプログラム」といった官民連携の取組みに関しては、自主的取組みと規制が互いに補完的に機能していくことを目指しつつも、平成20年度の間評価の結果を踏まえ、新たな枠組みへの移行の是非を含めた再整理を検討することが必要である。

¹⁴ SIDSにおいては、物理化学性状、環境運命、生態毒性、ヒト毒性等23項目が規定されており、これらの試験データを取得するには約2千万から3千万円、長期毒性も全て行うとなるとこれに加えて約4億円程度の費用が発生する。(審議資料集 p2-25 参照)

¹⁵ 「Japanチャレンジプログラム」においては、OECD・HPVプログラム等国際協力を通じた取組みと併せて、国内年間製造・輸入量が千トン以上の物質の約9割について、その収集に目処が付いた状況となっている。

¹⁶ 定量的構造活性相関手法のこと。既知の化学物質の物理化学的・化学的・生物学的性質等から、データ未知の化学物質の性質を定量的に推算する手法。このような手法は、動物愛護の観点からも、国内外ともに、積極的な導入が求められている。

3. 安全性情報に係る情報基盤の整備について

(1) 主要な論点

化学物質管理を進める上で、その基礎となる情報基盤について、どのような点に留意しつつ、整備を進めていくべきか。

論点1: 化学物質の安全性情報の公表と情報の財産権保護とのバランスをどう図るべきか

化学物質の安全性情報(主としてハザード情報)の公表を促進する上で、情報を提供した者の財産権等は、どの範囲で、どのようにして保護されるべきか。また、情報発信基盤としてのデータベース等の整備をどう進めるべきか。

(2) 現状認識及び今後の方向性 (審議資料関連部分 : p. 6-1~6-12)

(安全性情報の公表の在り方と財産権の保護)

化学物質に係るハザード情報のうち、一次データである試験レポートについては試験の費用負担者にその財産権があるとの考え方が一般的であり、そのまま情報伝達・公表されることは希であるが、その概要である試験サマリーやハザードデータ(有害性の指標となる数値等)そのものについては、公共の安全確保の観点から公開される場合も多い。

化学物質の安全性情報は、幅広く公開され流通することが、公共の利益に資する一方、その財産権の保護に配慮しないと流通が阻害されると考えられることから、機密情報の保護と財産権に関する規定や契約が重要な役割を果たす。OECDでも、秘匿扱いにならない化学物質データ等や、新規化学物質登録に際して提出されたデータに関する財産権について勧告を出しており、REACHにおいても関連する考え方が示されている¹⁷。

こうした状況も踏まえつつ、今後、我が国としては、安全性情報のうち、上記のハザードデータといった化学物質に固有の情報に関しては、公益の観点からも、それらが企業・行政のいずれに帰属するものであるかを問わず、国民、NGO・NPO、事業者等が広く一般的にアクセスしうるものとして公表していくことを基本とすべきである。

但し、その公表に関しては、当該情報をハザードデータ/試験サマリー/一次データ(試験レポート)¹⁸といった階層で整理するとともに、費用負担者の権利が残置されるべき部分については一定の配慮が必要になると考えられる。

特に、(国に提出される)企業が財産権を有する一次データに関しては、その財産権の保護の在り方についても検討を深めておく必要がある。一方、国が財産権を有する一次データに関しては、国の一定の関与の下での利用についても認めていくことを検討すべきである¹⁹。

¹⁷ REACHでは先発者の提出データに年限を限って経済的価値を認める等、安全性情報に係る権利の保護について法令上の規定を定める動きも活発化している状況にある。

¹⁸ これらの概念的整理については、審議資料集 p6-2(安全性情報のレベル)を参照。

¹⁹ 一次データについては、著作権法上の著作物に該当するものとして整理を試みている。

また、公表ではなく、(Q)SAR の開発のための利用といった、結果的に社会全体に裨益する目的のものについては、国や民間が保有するデータを有効に活用する方策についても検討すべきである。

(安全性情報に係る基盤整備)

安全性情報の公表ツールであるデータベース等の基盤の整備が、各国でそれぞれ進められているが、米やEUにおいてはこれを長期的視野に基づき戦略的に整備している状況にある。

このような化学物質分野での基盤整備の有無によっては、化学物質の多様性や使用時での複雑性にも鑑み、(各種基盤を活用して行うこととなる) 各国内での化学物質に係る安全性確保は元より、(環境対応) 産業競争力確保にも影響を与えかねないとの懸念もある。

なお、我が国における化学物質の安全性情報提供基盤の例としては、三省共同化学物質データベース²⁰や、独立行政法人製品評価技術基盤機構が整備している「化学物質総合情報提供システム (CHRIP)」が挙げられる。CHRIPでは、化学物質総合検索システム、PRTTR制度対象物質データベース、既存化学物質安全性点検データの3つのデータベースから構成されており、年間約410万件ものアクセスが行われている。

今後、我が国としても、情報発信基盤としての安全性情報データベース等については、国家基盤としての意味合いも考慮しつつ、整備を進める必要がある。更に、各ステークホルダー(事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政等)が広く利用しうる情報提供ポータルとして、国が一括して整備する(分かり易い)情報提供基盤についても検討すべきである(例:三省共同化学物質データベースやCHRIPの充実・強化等)。

なお、国際的にも安全性情報の提供が求められているところ、OECD/HPVグローバルポータルのような国際的なデータベースとの相互接続に対応しうるデータベース構造(IUCLD5等)とする等、国際的な調和・貢献を強く意識し将来の発展にも対応しうる制度設計にすることも検討すべきである。

²⁰ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に関わる厚生労働省、経済産業省及び環境省が、化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため構築している情報提供データベース。

4. 安全性情報の伝達について

(1) 主要な論点

化学物質管理の全ての基盤となる化学物質の安全性情報等に関し、これを国際的に整合性がとれた形で分類し、伝達・表示する方策はどうあるべきか。また、リスク評価結果・管理手法についても、サプライチェーン上の事業者間で伝達し、共有できる仕組みをどのように構築すべきか。

論点1: 安全性情報等の伝達・表示はどのように進めるべきか

化学物質の分類と表示に関する国際的調和を目的としたGHSは、どのように導入すべきか。

論点2: 化学物質のサプライチェーン上の事業者間で共有すべき情報とは何か

サプライチェーン上の、①川上事業者から、川中・川下に伝達すべき情報、②川中・川下事業者から、川上に伝達すべき情報、には、どのようなものがあり、それらはどのような仕組みの下で伝達されるべきか。

論点3: サプライチェーン上における安全性情報伝達・リスク評価の実施・リスク削減策の共有は、関係者間で、どのような役割分担・責任分担で進めるべきか

サプライチェーン上において、事業者レベルでリスク評価を行うに当たり、評価に必要な安全性情報（ハザード情報、暴露関連情報）の内容や程度はどのようなものか。また、それら情報はどのように得られ、更に評価結果やリスク削減策等はどのようにサプライチェーン上で伝達されるべきなのか。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p. 4-1～4-17）

（サプライチェーン上における情報伝達の種類）

化学物質に係る安全性情報のうち、試験レポートやその試験サマリーは、規制に基づく審査時に国に提出される場合や、ボランティアなプログラムのもとで国や国際機関に提出される場合もある。一方、ハザードの分類結果や取扱情報は化学物質を扱う事業者間で伝達されることが多く、MSDS等が媒体としての役目を担っている。

なお、化学物質のサプライチェーンにおける安全性情報の伝達は、国際的にも様々な観点²¹から進められており、大きく分けて

①化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とするもの

②製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とするもの

の2種類に大別できるが、議論する際には各々の当該情報伝達の目的に鑑み、両者を区別して考えなければならない²²。

（化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方）

化学物質の性状及び取扱いに関する情報をサプライチェーン上の川上事業者から川下事業者に伝達する制度としてはMSDS制度があり、危険有害な化学物質・製品を安全に取り扱うために必要な情報を関係者で共有し、それらによる健康被害や環境汚染を未然に防止することが目的となっている。

²¹ 例えば、MSDS、GHS、グリーン調達推進協議会での取り組み、REACH等が挙げられる。

²² サプライチェーンにおける安全性情報伝達において、両者の意味する違いについては、審議資料集 p.4-3（サプライチェーンにおける安全性情報伝達の全体像）及び p.5-3（ライフサイクル段階別に見たリスク管理手法の在り方）を参照のこと。

また、化学品の危険有害性情報の分類、表示方法について、国際的に調和されたシステムをつくることを目的とするGHSでは、全ての化学物質及び化学品を対象²³として、危険有害性（ハザード）に基づいて分類するための判定基準と、分類結果に従った製品へのラベル表示やMSDSによる危険有害性の情報伝達に関する事項が示されている²⁴。

我が国におけるサプライチェーン上での適切な情報提供・安全管理を行うためには、まずは、MSDS制度の更なる充実・強化を図るとともに、GHSに即した対応をより一層促進していくことが重要である。

なお、GHSを推進するに当たり、現行のMSDS提供義務物質が限定的にリストアップされる方式ではGHSの趣旨を満たせないおそれがあるとの指摘もなされていることから、MSDS提供対象物質の拡大等についても、制度的な対応を含め検討を行う必要がある。

一方で、GHSの導入は、国際的にも緒に付いたところであり、分類する際の情報不足や分類結果の相違が多々発生するといった混乱が起きかねないとの懸念や、混合物を実際に分類する際現状では事業者が容易に対応出来ないと予想される部分もあるのも事実である。このような状況を踏まえると、混合物の分類や消費者向け製品への表示といった分野での制度的対応も視野に入れることは極めて重要であるが、その導入に当たっては、まずは自主的対応を促進しつつ、制度的対応に関しては、製品の特性を踏まえた長期的スケジュールに立った段階的な対応を図ることが重要である²⁵。

更に、各ステークホルダー（事業者、国民、NPO・NGO等）がGHSに基づく製品へのラベル表示及びMSDSを正しく理解して管理等に反映させるためには、GHS情報の理解促進に寄与するようなコミュニケーションの手段についても、GHS導入促進と併せ、措置することが重要である。

（川上・川中・川下事業者における情報の伝達と共有）

懸念されるリスクやリスク評価結果、リスク軽減策等の情報伝達も新たな課題であり、事業者自らサプライチェーン上の暴露関連情報を収集し、リスクを評価した上で、関係者に伝達する仕組みを構築する動きも現れてきている。特に、REACHでは、化学物質のサプライチェーンの上流・下流での情報共有に関する規定が一つの特徴となっており、川上事業者に対し、リスク評価等を義務付ける一方、川下ユーザーに対し、川上事業者への用途情報提供を義務付ける等、川上・川下の双方向の情報伝達による合理的なリスク管理が目指されている。

サプライチェーン上での安全管理を促進するため、このような動きも参考にしつつ、川中・川下における暴露関連情報とこれに即した安全管理手法・リスク削減手法を、川上も含めたサプライチェーン上で共有・活用する取り組みや仕組みについても検討することが必要である。

²³ 医薬品等の用途のものは除く。

²⁴ GHSの導入により分類表示に関する情報伝達が国際的に統一化され、化学品の試験や評価の重複が回避されるとともに、危険有害性が国際的に適正に評価されることによって、確認された化学品の国際取引が促進されることも期待されている。なお、GHSそのものは、国際的には法的拘束力のある取決めとなっていない点には留意が必要。

²⁵ 段階的な対応としては、純物質→混合物といった進め方（EUのGHS規則案スタイル）や、事業者間製品→消費者製品といった進め方が考えられる。

(製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方)

欧州の ELV 指令、RoHS 指令等の動きに対応して、我が国の電気・電子や自動車等の産業界では、サプライチェーン上での含有化学物質情報伝達システムを構築し、含有化学物質の把握や管理を行おうとする動きが活発化している。また、我が国では、資源有効利用促進法に基づく新たな制度が2006年に導入され、7品目の指定製品について特定化学物質(6物質)を含有している場合は、含有マークを始めとする含有情報の提供を行うことが義務付けられている。

これらの措置は、最終製品が廃棄物となった際の環境汚染防止の観点、すなわち、最終製品中の化学物質が廃棄物となった際の適正処理を担保するための観点からの政策といえるが、具体的には、最終製品の設計製造段階において、当該製品に含まれる特定の化学物質の含有量をコントロールしようとするものである。

なお、製品に含まれる化学物質等に係る政策手法については、特定の化学物質の「含有禁止」に加えて、上記の資源有効利用促進法や EuP 指令²⁶の動きにあるように「含有情報の開示義務」へと展開している傾向も見て取れるが、これは、製品のライフサイクルを考慮しトータルに環境負荷を低減させるために、設計・製造段階から環境配慮を求め、製品に含有される物質をコントロールしていくという「環境配慮設計」の考え方に基づくものである。

なお、これらの政策の遂行に欠かせない「化学物質の含有情報の事業者間での伝達」という部分は、「化学物質に関する安全性情報の事業者間での伝達」という化学物質管理政策と同じ方向性を指向していると言える。

また、川上・川中・川下事業者の自主的な連携により、化学物質・調剤が成形品に変化する際に、必要となる化学物質情報の適切な伝達を行う(アーティクルマネジメント)といった動きも見られつつあり、このようなサプライチェーンにおける情報伝達の取り組みについては、中小企業における対応促進の観点からも、行政による支援含め、社会全体でサポートしていくことが重要である。

製品含有情報の伝達においては、情報収集や伝達における過度なコスト負担の発生、微量化学物質情報等営業秘匿として管理すべき情報の第三者への漏洩等の問題もあり、2006年5月には、産業構造審議会化学・バイオ部会製品含有化学物質伝達WGにおいて、サプライチェーン上での含有化学物質情報の伝達に関する基本的な共通認識の醸成に向けた「製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針」が取りまとめられた。

このように、(廃棄物・リサイクル政策からの要請に基づく)廃棄物処理段階で必要となる情報(製品中の特定化学物質の含有量等)及び当該情報の開示ということに関しては、営業秘匿情報の取扱いを含め、どのような情報が必要であるのかについての整理や、廃棄物・リサイクル事業者や消費者等への製品含有物質の開示の枠組みについての考え方の整理を更に行うことが求められている。

²⁶ エネルギー使用機器に対するエコデザイン要求指令(Eco-Design of Energy Using Products)。製品の環境特性に係る情報提供等を規定。

5. リスク評価体制について

(1) 主要な論点

リスク評価を更に進めるため、化学物質等に関するどのような安全性情報(ハザード情報、暴露関連情報等)を把握すべきか、また、それらをより積極的に把握する方策はどうあるべきか。さらに、事業者による自主的なリスク評価の実施等、我が国におけるリスク評価体制の高度化について、どのようにして推進すべきか。

論点1: リスク評価に当たっての役割分担をどう考えるか

リスク評価を更に進めるに当たり、行政、事業者を含む関係者の役割分担はどうあるべきか。

論点2: リスク評価に必要な情報とは何か

リスク評価、特に暴露評価に必要な情報にはどのようなものがあり、それらはどのような仕組みの下で収集されるべきなのか。

論点3: リスク評価・リスクベースの管理を化学物質管理政策にどのように取り入れるのか

リスク評価やリスクベースの管理を化学物質管理政策の中で活用する際、従来の仕組み・範囲、役割分担で十分か。ナノ粒子等新たな課題、化学物質のサプライチェーン上の関係者の役割等をどう考えるか。

(2) 現状認識及び今後の方向性 (審議資料関連部分 : p. 3-1~3-36)

(リスク評価における役割分担の在り方)

膨大な数の化学物質について、安全を担保しつつ、より合理的に使用するためには、リスクベースでの管理が不可欠と考えられており、適切な化学物質管理を促進するためには、国際的にも、ハザード評価に加えて、実際の暴露状況を踏まえたリスク評価も視野に入れていく流れにある。

リスク評価を誰が実施するのかに関し、米TSCAや現行EU指令では、上市量に応じた暴露関連情報やハザード情報の提出を事業者に求め、実際のリスク評価は行政が行うことを基本としているが、REACHでは、リスク評価を事業者の義務として規定される予定となっている。

今後、我が国においてリスク評価の実施を本格化していくに当たり、我が国なりの合理的なリスク評価体制を構築する必要がある。その際、リスク評価を行政又は事業者のいずれが行うにしても、これを推進するための仕組みについて制度的又は自主的対応を組み合わせ、検討を進めるべきである。

例えば、リスク評価すべき物質の優先順位を勘案しつつ、全国・地域レベルのリスク評価は行政が、個別事業所・製品レベルのリスク評価は事業者が行う等、対象とするリスクの性格を考慮した対応を検討していかなければならない。

また、リスク評価を行うに必要な暴露関連情報等に関し、ライフサイクルにおけるどの段階でのリスク削減を目標にするのかを明確にしつつ、製造・輸入量といった基礎となる情報を含めて暴露に関する情報を、より円滑に、収集・活用する仕組みについて新たに検討すべきである。

(リスク評価の重点分野とナノ粒子等新たな課題への対応)

全ての化学物質に対してリスク評価を実施することは事実上困難であるため、実際には評価対象となる化学物質の優先順位を一定の考え方に基づき定めた上で、リスク評価を行う化学物質を具体的に選定していくこととなる。

今後、このような優先順位の考え方については、(Q)SARを用いた効率的な順位付けの仕組みの導入等、より詳細な検討を行うことが必要であるが、重点的に対象とすべき化学物質としては、生産量や用途といった暴露の面から一定レベル以上の暴露が想定されるもののうち、CMR（発がん性・変異原性・生殖毒性）やv P v B（高残留性・高蓄積性）に該当するものを念頭に置いた整理を図ることが重要²⁷である。

また、ナノテクノロジーは、次世代の産業基盤技術として、幅広い分野で社会に大きな便益をもたらすことが期待されている一方、粒径が極めて小さいことに起因する新たな特性を有するが故に、人や環境に対する影響可能性についての懸念も指摘されており、かつ基本的な問題に対しての明確なデータが国際的にも得られていないのが実状であり、各国共通の新たな課題として検討が緒に付いた段階である。

OECDでは、本問題に対する国際的に調和の取れたアプローチを実施する観点から、2006年10月に、新たに「工業ナノ粒子安全部会」を設置し、ナノ粒子の定義や特性、安全性評価手法等の検討に着手しており、これと同時並行的に、経済産業省では、関係省庁とも連携しつつ、平成18年度から5カ年計画で、ナノ粒子のリスク評価手法等の開発プロジェクト²⁸を開始している。

また、我が国においても第3期科学技術基本計画（2006年3月閣議決定）において、「新規の物質への対応と国際貢献により世界を先導する化学物質のリスク評価管理」は基本計画期間中に重点投資する戦略重点科学技術に位置付けられており、ナノテクノロジーの社会受容・責任ある推進のため、関係府省が連携・共同して取り組む検討会を2007年1月から開始する予定である。

このような状況を踏まえ、安全という観点において科学的に未知の部分があるナノ粒子等新たな課題については、新技術の健全で責任ある発展を促進するために、我が国は率先して科学的知見の充実や評価を強力に推し進め、各ステークホルダー（事業者、国民、NPO・NGO等）への情報提供を図るとともに、総合科学技術会議での議論やOECD等との国際的な議論と軌を一にしつつ、必要な対応²⁹を図るべきである。

²⁷ 感受性が高いといわれているグループへの配慮が必要との指摘もなされている。

²⁸ 本年10月に開催されたOECD化学品合同会合工業ナノ材料安全部会において、本プロジェクトはナノ粒子安全性問題に係る体系的なリスク評価を行うものとしては国際的にも最大規模の取り組みであるとして、米国をはじめとするOECD各国から極めて高い評価を受けている。

²⁹ ナノ粒子については、その有害性の知見が未解明の現時点においては製造・使用等を一時中止すべきとの意見や、今後の対応に係る意志決定に多様なステークホルダーも参加すべきとの意見もあった。